

戸籍に氏名のフリガナが追加されます

▶問合せ 住民課住民係 ☎25-3242

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

フリガナが記載されるまで

本籍地から通知が届きます

本籍地の市区町村から、住民票情報を基に記載予定のフリガナを通知します。通知書が届いたら、氏名のフリガナを確認してください。特に濁点の有無、「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっていないか注意してください。

▶**発送時期** 7月下旬予定

▶**対象者** 昭和村に本籍のある方

※本籍が他市町村の場合、本籍地から通知が届きます



✕ 誤っている場合

届出が必要です

令和8年5月25日までに、正しいフリガナの届出が必要です。

○ 正しい場合

届出は不要です

役場へ連絡や届出は不要です。通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

正しいフリガナを届け出てください

通知書に記載されている氏名のフリガナが誤っている場合、正しいフリガナを届け出る必要があります。氏の届出は戸籍の筆頭者が、名の届出は原則として本人が届け出る必要があります。

▶**届出期間** 5月26日(月)～来年5月25日(月)

▶**届出方法** いずれかの方法で届出をしてください

①マイナポータルを利用したオンラインによる届出

②住民課窓口へ届出

③住民課宛てに郵送で届出

▶**届出ができる人** 氏の届出…戸籍の筆頭者が代表して届出

名の届出…本人が届出(15歳未満の場合は、親権者等が届出)

※氏名に用いられる文字の読み方として一般的に認められている以外の読み方の場合、その読み方が使われていることを示す資料(パスポートや預貯金通帳など)が必要です。

【注意点】

- ▶フリガナの届出に手数料は一切かかりません
- ▶届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません
- ▶フリガナの届出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません
- ▶一度届け出たフリガナを変更する場合、家庭裁判所の許可が必要になります
- ▶制度を利用した詐欺にご注意ください

制度の詳細は、
法務省のホームページ
をご覧ください

